

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

高齢者は、なぜ詐欺などにあう？ 断わる力や気づくための知識不足

高齢者はなぜ振り込め詐欺などに狙われるのか。高齢者の多くは持っているものが“ある”から。お金、経験、プライド、時間(暇)。一方で健康の不安、独居、寂寥感などは、高齢者がより多く痛感している。

高齢者には“ない”ものも多くある。情報、話し相手、断る力、気づくための知識、相談場所などが不足している、と日本銀行消費者啓発専門員は指摘する。全国各地でセミナーなど開催し、広報啓発活動をしている。年齢別に相談内容をみると、高齢者では電話勧誘・訪問販売に関するものが多く、若い人はインターネット関連、たとえば個人間取引などのトラブルが増えているという。

また「ロト6の当り番号を教える」と言われ、実際に聞いた番号が翌日の新聞に載っているために信じ込んでしまい、高額の情報料をだまし取られる。しかしこれは、インターネット上で既に公表された番号を教えているに過ぎない。

こうした新聞掲載との“時差”を利用した詐欺は、インターネットを使い慣れていない高齢者が引っ掛かりやすい。最近では非常に丁寧に理路整然とした言葉で勧誘の電話が掛かってくることもあり、注意が必要だ。

悪質商法は、見かけは一見、親切で優しい。優しい言葉で高齢者の健康面や財産管理の不安を衝いてくる。それでも契約しないと脅したり家に入り込んだりすると警告している。

税務会計

税務関係書類に係るスキャナ保存制度 3万円以上の契約書・領収書も可能に

2015年度税制改正では、税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直しが盛り込まれている。

財務関係書類や税務関係書類等の国税関係書類の電子保存は1998年7月に導入された電子帳簿保存法で可能となり、2005年4月には改正法が施行され、それまで認められていなかった契約相手方が作成した「紙」による領収書や契約書なども記載金額が3万円未満のものはスキャナによる電子データ保存ができるようになっていた。

今回の見直しでは、スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準(現行3万円)を廃止し、3万円以上の契約書や領収書もスキャナ保存ができるようになる。

この際、契約書や領収書、資金移動等直結書類(納品書・約束手形等)の重要書類については、適正な事務処理の実施を担保する規定の整備と、これに基づき事務処理を実施していることをスキャナ保存に係る新たな要件とすることとされる。

重要書類以外の見積書や注文書等といった一般書類についても、スキャナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、白黒での保存でも要件を満たすこととされるなど、要件が緩和される。地方税関係書類でも同様の対応を行うことになる。

これらの見直しは、2015年9月30日以後に行う承認申請について適用される。

今週のキーワード

悪質商法の手口

ネットトラブルは若い世代と相場が決まっていたが、最近は高齢者が「出会い系サイト」に騙される例が増えた。“サクラ”を雇い、メールのやり取りをさせてポイント購入のための法外な料金を請求する。パソコンやスマートフォンに慣れた独居高齢者が、話し相手を探してハマる例が多いという。この他「健康食品」、「東京オリンピック」に関して新商品や投資話の売り込みが増えた。